

業務部速報

No. 61

発行 13. 5. 14

JR東労組 業務部

申17号

組合員一要求による労働条件向上を求める申し入れ

その3

第1項 パワーハラスメントのない職場風土とメンテナンスの充実をはかること

メンタルヘルスの相談件数の状況は

平成19年度以降、増加傾向にあり、昨年度は2300件と、現行水準で不足している休日分をまかなえていないと認識している！

組合

会社

一気にJR本体の労働条件にならないことは理解するが、不利益は解消すべきだ！

本体と出向会社それぞれの労働条件がある。今の段階では変えていく考えはない！

第8項 エルダー社員にも寒冷地手当を支給すること

退職時の賃金を基準に基本賃金を決めている。その時点で見れば総支給が多いはず！

エルダー賃金は、地場の水準と比較すると現状でも高い水準だと自負している。

組合

会社

社員と同じ職場で働いていて、寒冷地手当が支払われないのはおかしい！

寒冷地手当を支払うとされない！
給付金を最大限活用できなくなる！

第9項 エルダー社員に対して精勤手当ではなく、社員と同様の期末手当を支給すること

エルダー制度は、年金が支払われる前提の制度。社会状況が変化しているのだから、支給額も変更すべき！

世間を見ると、高齢者雇用で再雇用されている方で、社員と同じ基準で支払われている企業は全体の6%

組合

会社

技術継承などの役割も充分果たしている。社員と同じ月数を支払うべき！

給付金を最大限活用できない。
世間的にも高い水準のため、変えるタイミングではない。

第17項 35年勤続表彰者へ旅行券を30万円への増額と、リフレッシュ休暇を与えること！

旅行券増額とリフレッシュ休暇を支給できない理由はあるのか？

これまで25年をメインに考えてきた。35年のリフレッシュ休暇を導入しない合理的理由はないが、現時点その考えはない

組合

会社

国鉄改革を担った労苦に報いるべき！

現行の表彰額も世間相場からみて飛び抜けている水準と自負している。

働きがいのある労働環境を実現しよう！

